

第1号議案

業務規程変更案への附則の日付記載及び認可申請について

(案)

1. 平成31年3月1日総会で議決された業務規程変更案の附則の空欄について、当該総会で報告の上、当該総会にて議決した第5号議案「本総会議決事項の修正等に関する委任の件」に基づき、別紙1のとおり、「4月1日」と記載する。
2. 前項の変更案（前項の議決に基づく記載事項を含む。）について、電気事業法第28条の4第3項及び関係省令に基づき、別紙2により、経済産業大臣に対し、業務規程の変更認可申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1：業務規程変更案 新旧対照表（抜粋）

別紙2：業務規程変更認可申請書

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
附則（平成31年 月 日） （施行期日） 本規程は、平成31年__月__日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	附則（平成31年 月 日） （施行期日） 本規程は、平成31年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。